

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、新たに創設された 2 事業については、「高松すくすく子育てプラン」の中で「国の制度内容を踏まえて検討」することとしていました。昨年、国の要綱が発出されたことから、検討した結果、本市の取扱いは以下のとおりとするものです。

【12】実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業」とは、生活保護世帯の子どもが支払う、特定教育・保育施設等で使用する教材費等の物品購入費や遠足等の行事参加費のほか、給食の提供に要する費用（1号認定子どものみ）の一部を補助するものです。

市内公立施設の教材費等の実費負担額は、国が示す基準額の半分程度であることや、対象となる世帯には生活保護の生活扶助費が支給されており、給食費を補助するとなると、食事に関しての給付が重複することなど課題も多いことから、実施しないものです。

【13】多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」とは、新たに特定教育・保育施設等を設置・運営しようとする事業者に対し、事業経験のある者を活用して支援チームを編成し、事業運営や事業実施に関する相談・助言等の支援を行う事業及び、私学助成等の対象とならない特別な支援を要する子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業です。

新規参入者への相談・助言等は、常時、こども園運営課担当職員が行っており、新たに支援チームを編成する必要がないことや、特別支援の助成についても、本市に事業対象となる認定こども園がないことから、実施しないものです。